

公益社団法人佐賀県食品衛生協会会計処理規則の一部変更について

公益社団法人佐賀県食品衛生協会会計処理規則の一部を下記のとおり変更することについて、総会の決議を求める。

総会で決議した今回の定款の一部変更に関し、行政庁から修正等の指導等があった場合については、その修正等を会長に一任するものとする。

記

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>略</p> <p>(帳簿書類の保存)</p> <p>第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算決算書類 永久</p> <p>(2) 会計帳簿、伝票、 10年</p> <p><u>(3) 証拠書類 5年</u></p> <p><u>(4) その他の会計書類 1年</u></p> <p>2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第5章 固定資産</p> <p>(定義)</p> <p>第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額 <u>10万円</u>以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第24条 固定資産の取得価額は、次による。</p> <p>(1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用</p> <p>(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用</p> | <p>略</p> <p>(帳簿書類の保存)</p> <p>第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算決算書類 永久</p> <p>(2) 会計帳簿、伝票、 10年</p> <p><u>(3) 電子取引データ 7年</u></p> <p><u>(4) 証拠書類 5年</u></p> <p><u>(5) その他の会計書類 1年</u></p> <p>2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第5章 固定資産</p> <p>(定義)</p> <p>第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額 <u>30万円</u>以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第24条 固定資産の取得価額は、次による。</p> <p>(1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用</p> <p>(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用</p> | <p>電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程により追加する。</p> <p>「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額</p> <p>(4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額 (固定資産の管理)</p> <p>第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動状況を記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。 (登記及び担保)</p> <p>第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。</p> <p>第6章 物 品 (定義)</p> <p>第27条 物品とは、取得価格<u>10万円未満</u>の有形固定資産をいう。 (物品の管理)</p> <p>第28条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第25条を準用する。</p> <p>略</p> | <p>(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額</p> <p>(4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額 (固定資産の管理)</p> <p>第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動状況を記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。 (登記及び担保)</p> <p>第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。</p> <p>第6章 物 品 (定義)</p> <p>第27条 物品とは、取得価格<u>10万円以上30万円未満</u>の有形固定資産をいう。 (物品の管理)</p> <p>第28条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第25条を準用する。</p> <p>略</p> <p><u>附 則</u> <u>変更後の規則は、令和4年6月21日から施行するものとし、適用は、令和4年4月1日とする。</u></p> | <p>に順じ30万円以上とする。</p> <p>物品として管理するのは、10万円以上30万円未満とする。</p> |